旭川厚生訪問看護ステーション運営規程

第１章　事業の目的及び運営の方針

（目　的）

第１条　この規程は、本会の訪問看護ステーション運営細則にもとづき、訪問看護ステーションの運営に関して必要な事項を定める。

第２条　訪問看護ステーションは、指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業を行うものとして、要介護状態または要支援状態にあり、かかりつけの医師（以下「主治医」という）が訪問看護の必要を認めた者（以下「利用者」という）に対して、看護師等が訪問し、看護サービスを提供する。

２　この事業は、指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業の基本理念にもとづき、利用者の心身の特性を踏まえて、その心身機能の維持・回復を目指し、生活の質の確保を重視した、快適な在宅療養が継続できるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

第３条　指定訪問看護事業及び指定予防介護訪問看護事業の実施にあたっては、行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスの関係機関と密接な連携に努め、これらの協力のもとに、法の基本理念が具現されるよう適切な運営を図るものする。

２　当該事業の運営上必要な事項について協議するために、運営会議を設置する。

第２章　事　業　所　等　の　名　称

（事業所の名称）

第４条　指定訪問看護事業及び指定予防介護訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名　　称　　「旭川厚生訪問看護ステーション」
（２）所 在 地　　旭川市2条通２４丁目１１０番地28
　　JA北海道厚生連　旭川別館内

第３章　職員の職種、員数及び職務内容

（職員の職種及び定数）

第５条　訪問看護ステーションに勤務する職員の職種及び定数は、次のとおりとする。

（１）所　長　（管理者）　　看護師　　１名
　　(専任もしくは兼務)
（２）訪問看護担当職員　　保健師もしくは看護師　5名以上(内兼務１名(管理者))
　　（常勤で専任もしくは兼務）
　　但し、利用者の増加により定数の増員をすることができる。
　　理学療法士・作業療法士（非常勤）を若干名おくことができる。
（３）事　務　職　員　　事務員（非常勤、兼務）　１名

（職員の職務内容）
第６条　　職員の職務内容は、次のとおりとする。

（１）所長は所属職員を指導監督し、関係諸機関との連携を図り、適切な事業が行われるよう統轄する。
（２）職員は所長の命をうけて、次の職種区分によりその職務に従事する。
イ）保健師もしくは看護師は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施し、関係諸機関との連携を図り、適切な事業が行われるよう統轄する。
ロ）理学療法士・作業療法士は、訪問看護及び介護予防訪問看護に係わる訪問リハビリテーションを実施し、その結果の記録及び報告を行う。
ハ）事務員は訪問看護及び介護予防訪問看護に係わる一般事務及び庶務に関することに従事する。旭川厚生病院の医事課が必要な事務を行う。

第４章　営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）
第７条　　訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　　通常月曜日から金曜日までとする。
但し、国民の祝日及び本会の定める休日を休業日とする。
年末年始（１２月３０日から１月３日まで）
（２）営業時間　　午前８時３０分から午後５時までとする。
（３）電話等により、２４時間連絡が可能な体制とする。

第５章　訪問看護の内容

（訪問看護の内容）
第８条　　訪問看護ステーションが行う看護の内容は、次のとおりとする。

（１）病状・障害、全身状態の観察
（２）清潔の保持等日常生活上の世話
（３）褥創の予防、処置
（４）リハビリテーション
（５）カテーテル管理
（６）ターミナルケア
（７）療養生活や介護
（８）その他医師の指示による医療処置
（９）その他必要な事項

第６章　緊急時における対応

（緊急時における対応方法）
第９条　　緊急時は本人または家族を介して主治医に相談する。

２　訪問看護及び介護予防訪問看護実施中の利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じた時は訪問看護及び介護予防訪問看護担当職員は速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うとともに所長に報告しなければならない。

第７章　利用料に関する事項

（利　用　料）
第１０条　　指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護及び介護予防訪問看護が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に応じた金額とする。

２　　利用料は別表のとおりとする。

３　　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

４　　料金改定があった場合は、別表により説明し、了解を得ることとする。

（領収書の交付）
第１１条　　利用料の支払いを受けたときは、利用料ごとに区分記載した領収書を利用者に交付するものとする。

第８章　　虐待の防止のための措置に関する事項

（虐待防止措置）
第１２条　　虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、従業員に周知する。
（２）逆愛の防止のための指針を整備する。
（３）従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
（４）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　　前項に規程する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第９章　　業務継続計画の策定等に関する事項

（業務継続計画の策定等）
第１３条　　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護および介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第１０章　　そ　の　他　重　要　事　項

（通常の事業の実施地域）
第１４条　　通常の事業の実施地域は、旭川市全域とする。

２　　その他の地域については、相談に応じるものとする。

（運営に関する留意事項）
第１５条　　訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業を円滑に推進させるために、旭川医師会、行政機関、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、他の指定居宅サービス事業者等との連携に努めるものとする。

２　訪問看護ステーションは、訪問看護及び介護予防訪問看護の社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおりもうけ、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　　採用後６ヵ月
（２）継続研修　　年１回以上（研修内容は年度当初定める）

３　職員は業務上知りえた利用者及び家族の秘密を保持しなければならない。

４　この運営規程に定める以外の運営に関する事項は、代表理事会長が定める。

附　則　　この規程は、平成１２年４月１日から施行する。
平成１４年４月１日一部改正
平成１４年６月１日一部改正
平成１５年４月１日一部改正
平成１６年７月２６日一部改正
平成１８年１月１０日一部改正
平成１８年４月１日一部改正
平成１８年11月１日一部改正
平成１９年２月１日一部改正
平成１９年7月１日一部改正
平成１９年９月１日一部改正
平成２０年４月１日一部改正
平成２０年９月１日一部改正
平成２０年11月１日一部改正
平成２１年４月１日一部改正
平成２１年6月１日一部改正
平成２２年１月１日一部改正
平成２２年４月１日一部改正
平成２３年４月１日一部改正
平成２３年8月１日一部改正
平成２６年４月１日一部改正
平成２６年7月１日一部改正
平成２７年４月１日一部改正
平成２７年８月１日一部改正
平成３０年３月１日一部改正
平成３０年４月１日一部改正
平成３１年４月１日一部改正
令和元年11月1日一部改正
令和２年３月1日一部改正
令和３年1月1日一部改正
令和3年４月１日一部改正
令和５年１１月1日一部改正
令和７年４月1日一部改正